令和２年（2020 年）10 月 20 日
令和２年度第２回介護保険運営協議会
【 資 料 ２ 】

地域密着型サービス事業者等の指定に係る意見について
（意見聴取事項・事後審議）

１　指定地域密着型通所介護事業所　１事業所

（１）サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。利用定員は19人未満。

（２）指定申請案件

①　オリーブデイズ

申　　請　　者	横須賀市森崎１－14－19 株式会社オリーブ 代表取締役　水上　孝一
事 業 所 名 称	オリーブデイズ
事業所の所在地	横須賀市森崎１－14－19
サービスの種類	地域密着型通所介護
事 業 開 始 日	令和２年10月１日
利　用　定　員	18人
実 施 単 位 数	１単位
営　　業　　日	月曜日から土曜日（祝日も営業）
営　業　時　間	８:30～17:30
サービス提供時間	９:30～16:30
通常の事業の実施地域	横須賀市
利　　用　　料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	昼食　700円、　おやつ　100円 オムツ／リハビリパンツ　100円、　パット　30円

	娯楽教養費（クラブ活動費）　実費 持帰り弁当　480円（当日キャンセル200円） キャンセル料（当日の場合）　800円（昼食、おやつ代） 延長　夕食なし　500円、　夕食あり　1,000円 朝の早迎え　500円、　朝食　200円

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

区　　分		要　　件	指定案件 （ツクイ津久井浜グループホーム）
人員基準	事業の代表者	特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者	当該事業所を運営する法人の役員として、経営に携わった経験を有する。
		次のいずれかの研修を修了していること。 ・認知症介護実践者研修又は認知症介護実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）、認知症介護指導者研修、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修、認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修 令和元年９月修了
	管理者	共同生活住居（ユニット）ごとに常勤専従(管理上支障がない場合は兼務が可能)	共同生活住居（ユニット）ごとに常勤兼務 ※認知症対応型共同生活介護事業所と介護予防認知症対応型共同生活介護事業所との兼務 ※当該事業所の介護職員との兼務
		特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者	認知症対応型共同生活介護事業所等において、３年以上の認知症高齢者の介護に従事
		認知症高齢者グループホーム管理者研修又は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。	認知症対応型サービス事業管理者研修 平成21年９月修了
	計画作成担当者	ユニットごとに配置	適正に配置
		計画作成担当者のうち１人以上は介護支援専門員	介護支援専門員資格を有する者を１人配置
		認知症介護実践研修又は痴呆介護実務者研修（基礎課程）を修了していること。	認知症介護実践研修 ①平成22年３月修了 ②平成25年12月修了
	介護従業者	日中の時間帯において、常勤換算方法でユニットごとに当該ユニットの利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上 （例）ユニットの利用者９人に対する日中（夜間及び深夜の時間帯を除く)15時間の間に３人×８時間（常勤職員の１日の勤務時間）合計24時間以上の介護が提供されることが必要	適正に配置
		夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上	適正に配置
		ユニットごとに１人以上常勤	適正に配置

設備基準	共同生活住居	１又は２ユニット	２ユニット
	入居定員	５人以上９人以下（１ユニットあたり）	18人 （１ユニット：９人　２ユニット：９人）
	居室	定員は１名。ただし、利用者の処遇上必用と認められる場合は２名可能。 床面積は7.43㎡以上	個室18室 最小の居室面積は10.53㎡
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯、火災警報器、 スプリンクラー

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第31号）に適合します。

本指定は、令和２年９月30日まで本指定に係る事業所を運営していた法人が、持株会社体制へ移行し、新たに設立された子会社（名称は持株会社体制移行前と同じ）が事業を承継したことによるものです。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護　ツクイ津久井浜グループホーム　位置図

ツクイ津久井浜グループホーム　平面図（２階）

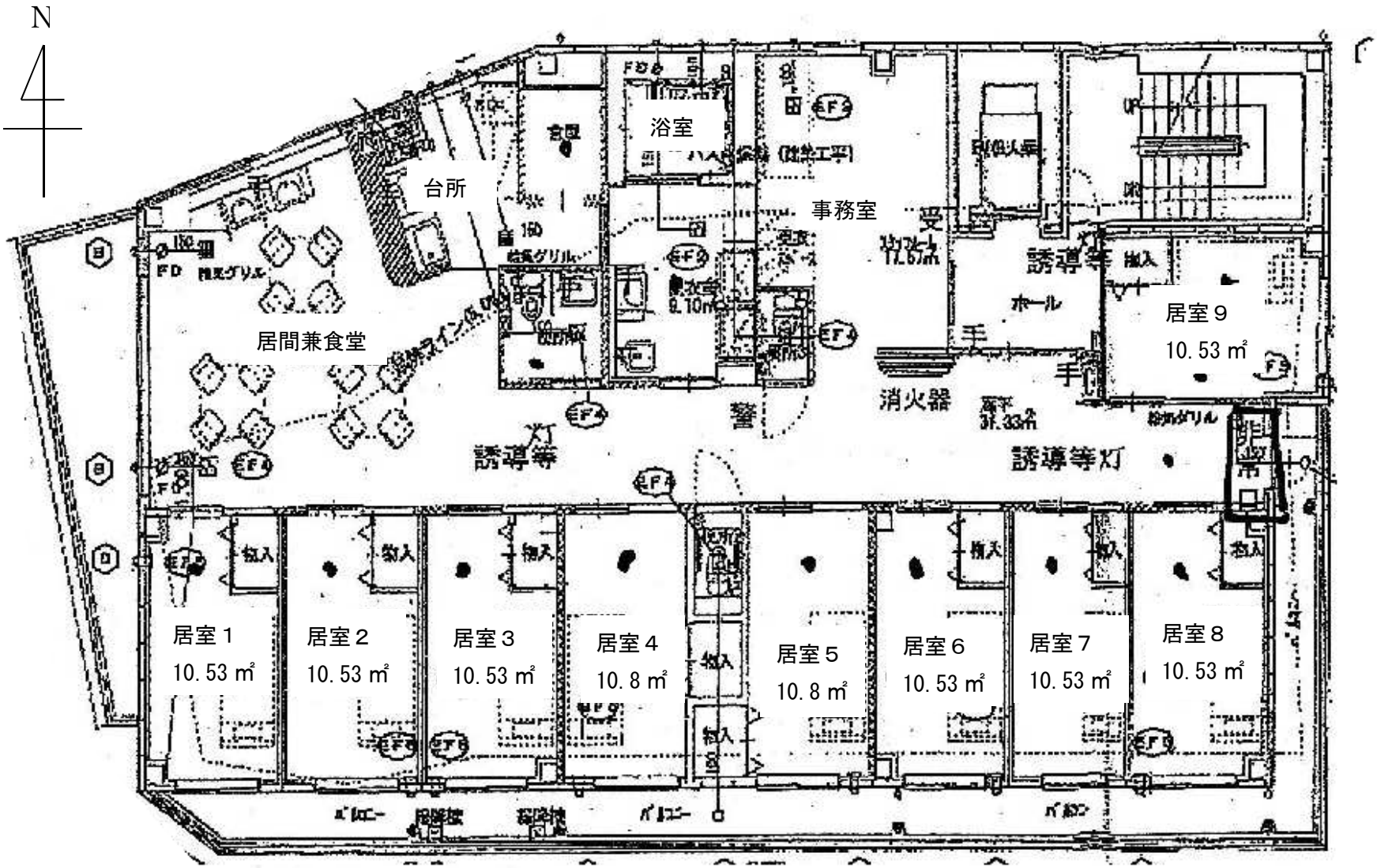

ツクイ津久井浜グループホーム　平面図（３階）

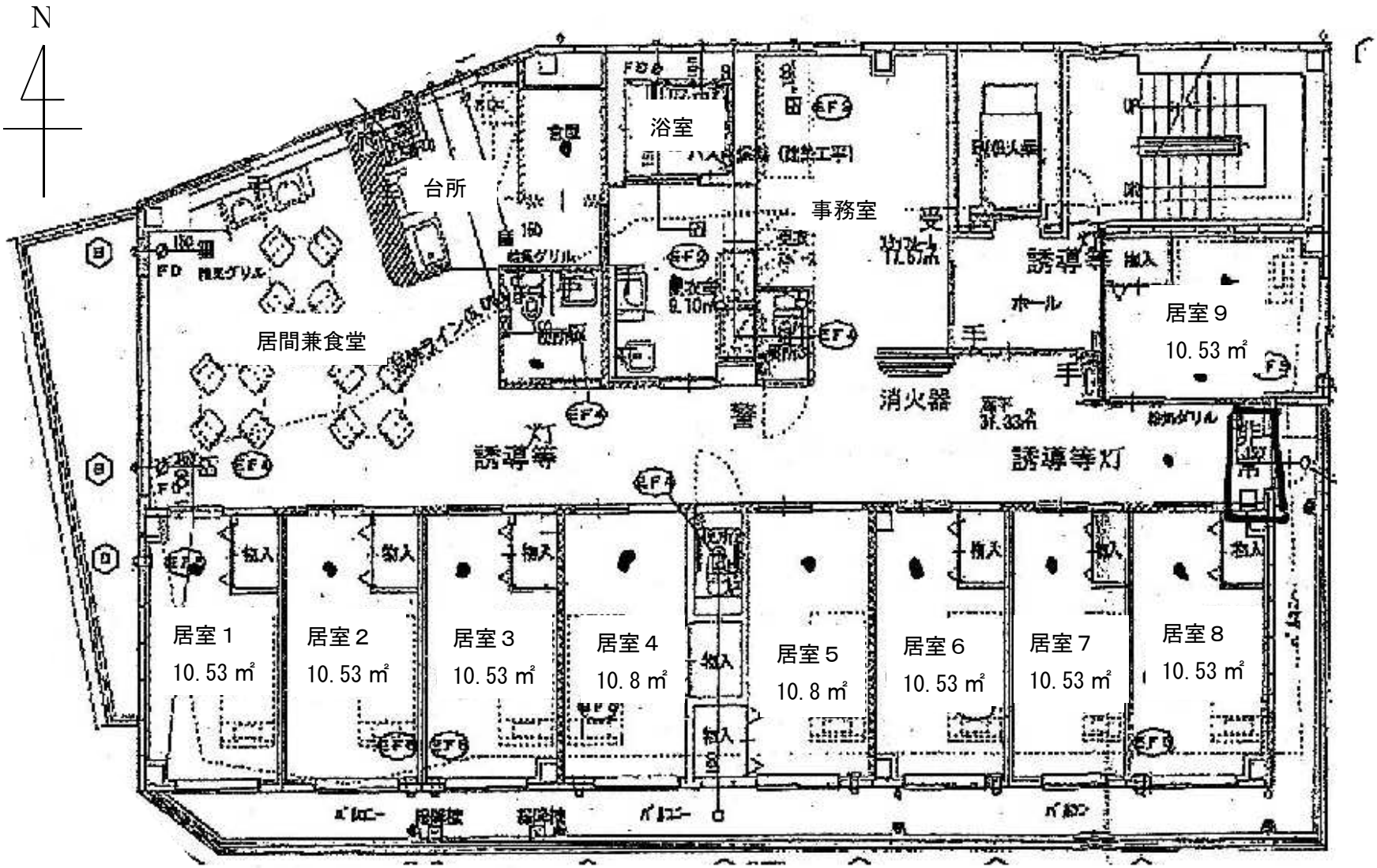

２　指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所　２事業所

（１）サービスの概要

認知症である利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と、機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

（２）指定申請案件

①ツクイ横須賀光風台グループホーム

申　請　者	横浜市港南区上大岡西１丁目６番１号 株式会社ツクイ 代表取締役　髙橋　靖宏
事業所名称	ツクイ横須賀光風台グループホーム
事業所の所在地	横須賀市光風台29－18
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業開始日	令和２年10月１日
入居定員	18人
共同生活住居数	２ユニット
利　用　料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	入居費用（敷金）　180,000円 家賃（月額）　60,000円 管理費（月額）　13,000円 水道光熱費（月額）　21,000円 食材料費　朝食（１回）300円、昼食（１回）400円、 夕食（１回）500円 医療費、薬代、おむつ代、理美容代、特別なレクリエーション・趣味活動の材料費及び参加費　実費
協力医療機関	パシフィック・ホスピタル、古屋歯科医院、 久里浜在宅クリニック

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

区　　分		要　　件	指定案件 （ツクイ津久井浜グループホーム）
人員基準	事業の代表者	特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者	当該事業所を運営する法人の役員として、経営に携わった経験を有する。
		次のいずれかの研修を修了していること。 ・認知症介護実践者研修又は認知症介護実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）、認知症介護指導者研修、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修、認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修 令和元年９月修了
	管理者	共同生活住居（ユニット）ごとに常勤専従(管理上支障がない場合は兼務が可能)	共同生活住居（ユニット）ごとに常勤兼務 ※認知症対応型共同生活介護事業所と介護予防認知症対応型共同生活介護事業所との兼務 ※当該事業所の介護職員との兼務
		特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者	認知症対応型共同生活介護事業所等において、３年以上の認知症高齢者の介護に従事
		認知症高齢者グループホーム管理者研修又は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。	認知症対応型サービス事業管理者研修 平成21年９月修了
	計画作成担当者	ユニットごとに配置	適正に配置
		計画作成担当者のうち１人以上は介護支援専門員	介護支援専門員資格を有する者を１人配置
		認知症介護実践研修又は痴呆介護実務者研修（基礎課程）を修了していること。	認知症介護実践研修 ①平成22年３月修了 ②平成25年12月修了
	介護従業者	日中の時間帯において、常勤換算方法でユニットごとに当該ユニットの利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上 （例）ユニットの利用者９人に対する日中（夜間及び深夜の時間帯を除く)15時間の間に３人×８時間（常勤職員の１日の勤務時間）合計24時間以上の介護が提供されることが必要	適正に配置
		夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上	適正に配置
		ユニットごとに１人以上常勤	適正に配置

設備基準	共同生活住居	１又は２ユニット	２ユニット
	入居定員	５人以上９人以下（１ユニットあたり）	18人 （１ユニット：９人　２ユニット：９人）
	居室	定員は１名。ただし、利用者の処遇上必用と認められる場合は２名可能。 床面積は7.43㎡以上	個室18室 最小の居室面積は10.53㎡
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯、火災警報器、 スプリンクラー

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第31号）に適合します。

本指定は、令和２年９月30日まで本指定に係る事業所を運営していた法人が、持株会社体制へ移行し、新たに設立された子会社（名称は持株会社体制移行前と同じ）が事業を承継したことによるものです。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護　ツクイ津久井浜グループホーム　位置図

ツクイ津久井浜グループホーム　平面図（２階）

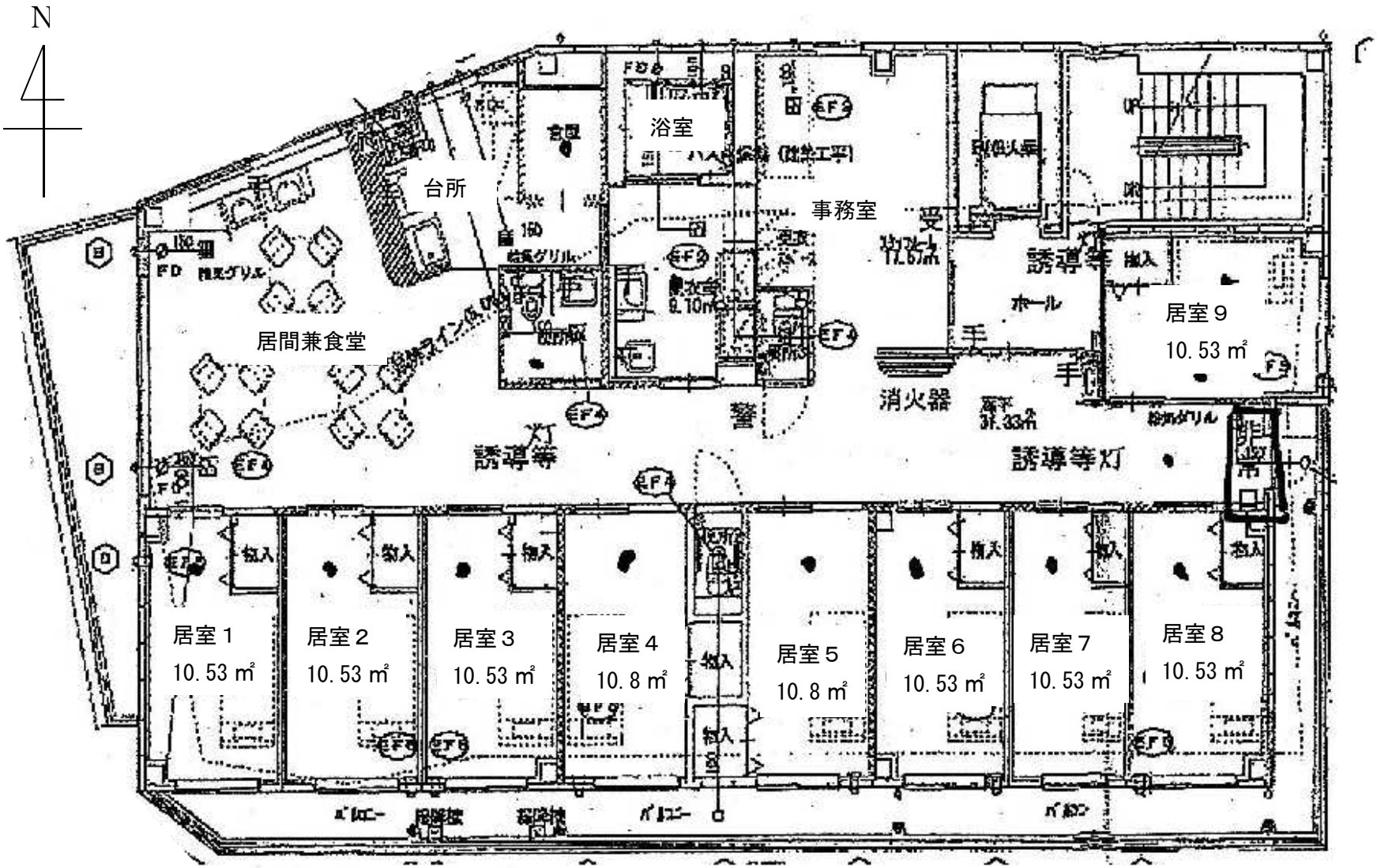

ツクイ津久井浜グループホーム　平面図（３階）

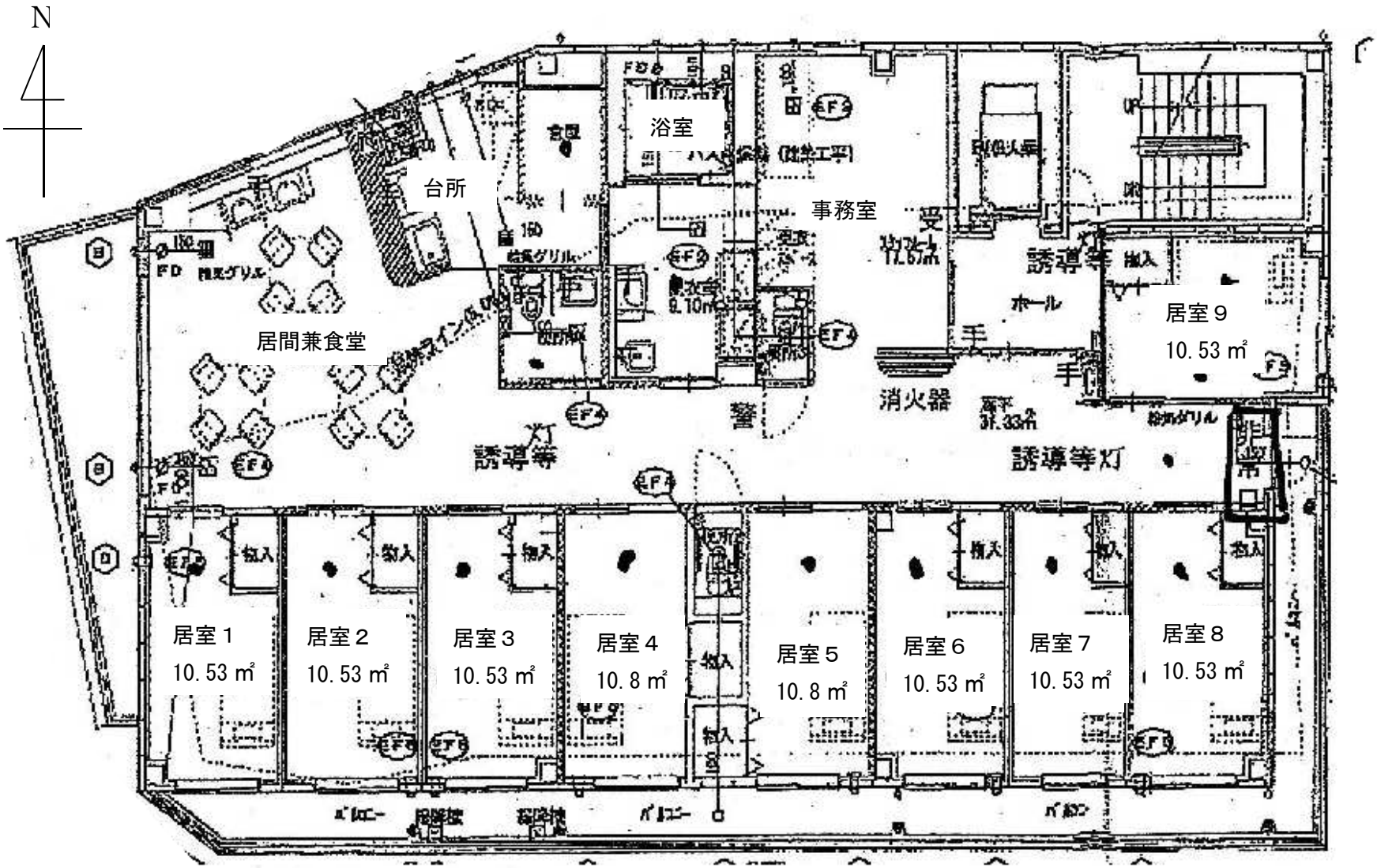

②ツクイ津久井浜グループホーム

申　　請　　者	横浜市港南区上大岡西１丁目６番１号 株式会社ツクイ 代表取締役　髙橋　靖宏
事業所名称	ツクイ津久井浜グループホーム
事業所の所在地	横須賀市津久井２－17－23
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業開始日	令和２年10月１日
入居定員	18人
共同生活住居数	２ユニット
利　　用　　料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	入居費用（敷金）　180,000円 家賃（月額）　60,000円 管理費（月額）　18,000円 水道光熱費（月額）　21,000円 食材料費　朝食（１回）300円、昼食（１回）400円、 夕食（１回）500円 医療費、薬代、おむつ代、理美容代、特別なレクリエーション・趣味活動の材料費及び参加費　実費
協力医療機関	パシフィック・ホスピタル、古屋歯科医院、 久里浜在宅クリニック

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

区　　分		要　　件	指定案件 （ツクイ津久井浜グループホーム）
人員基準	事業の代表者	特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者	当該事業所を運営する法人の役員として、経営に携わった経験を有する。
		次のいずれかの研修を修了していること。 ・認知症介護実践者研修又は認知症介護実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）、認知症介護指導者研修、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修、認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修 令和元年９月修了
	管理者	共同生活住居（ユニット）ごとに常勤専従(管理上支障がない場合は兼務が可能)	共同生活住居（ユニット）ごとに常勤兼務 ※認知症対応型共同生活介護事業所と介護予防認知症対応型共同生活介護事業所との兼務 ※当該事業所の介護職員との兼務
		特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者	認知症対応型共同生活介護事業所等において、３年以上の認知症高齢者の介護に従事
		認知症高齢者グループホーム管理者研修又は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。	認知症対応型サービス事業管理者研修 平成21年９月修了
	計画作成担当者	ユニットごとに配置	適正に配置
		計画作成担当者のうち１人以上は介護支援専門員	介護支援専門員資格を有する者を１人配置
		認知症介護実践研修又は痴呆介護実務者研修（基礎課程）を修了していること。	認知症介護実践研修 ①平成22年３月修了 ②平成25年12月修了
	介護従業者	日中の時間帯において、常勤換算方法でユニットごとに当該ユニットの利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上 （例）ユニットの利用者９人に対する日中（夜間及び深夜の時間帯を除く)15時間の間に３人×８時間（常勤職員の１日の勤務時間）合計24時間以上の介護が提供されることが必要	適正に配置
		夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上	適正に配置
		ユニットごとに１人以上常勤	適正に配置

設備基準	共同生活住居	１又は２ユニット	２ユニット
	入居定員	５人以上９人以下（１ユニットあたり）	18人 （１ユニット：９人　２ユニット：９人）
	居室	定員は１名。ただし、利用者の処遇上必用と認められる場合は２名可能。 床面積は7.43㎡以上	個室18室 最小の居室面積は10.53㎡
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯、火災警報器、 スプリンクラー

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第31号）に適合します。

本指定は、令和２年９月30日まで本指定に係る事業所を運営していた法人が、持株会社体制へ移行し、新たに設立された子会社（名称は持株会社体制移行前と同じ）が事業を承継したことによるものです。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護　ツクイ津久井浜グループホーム　位置図

ツクイ津久井浜グループホーム　平面図（２階）

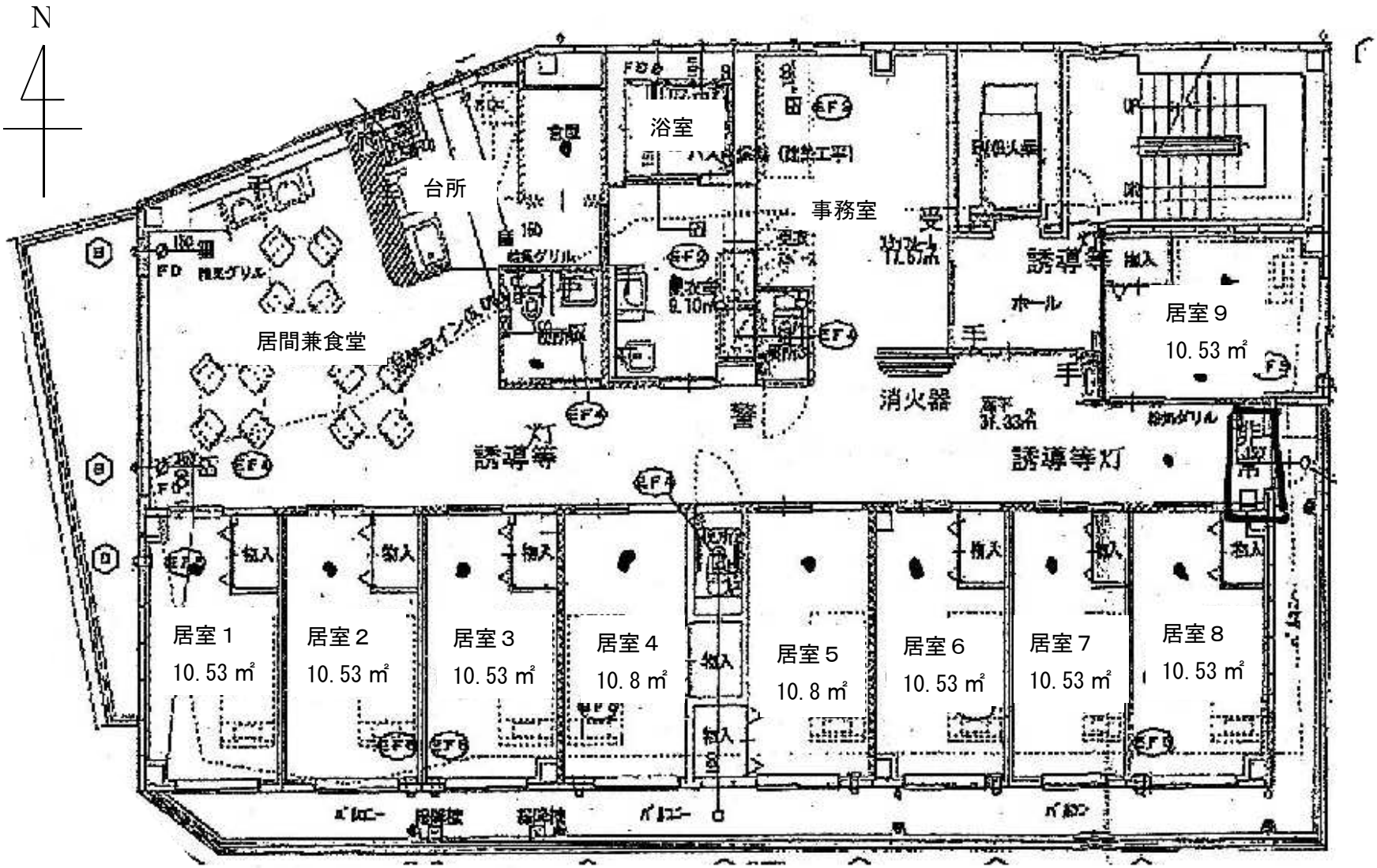

ツクイ津久井浜グループホーム　平面図（３階）

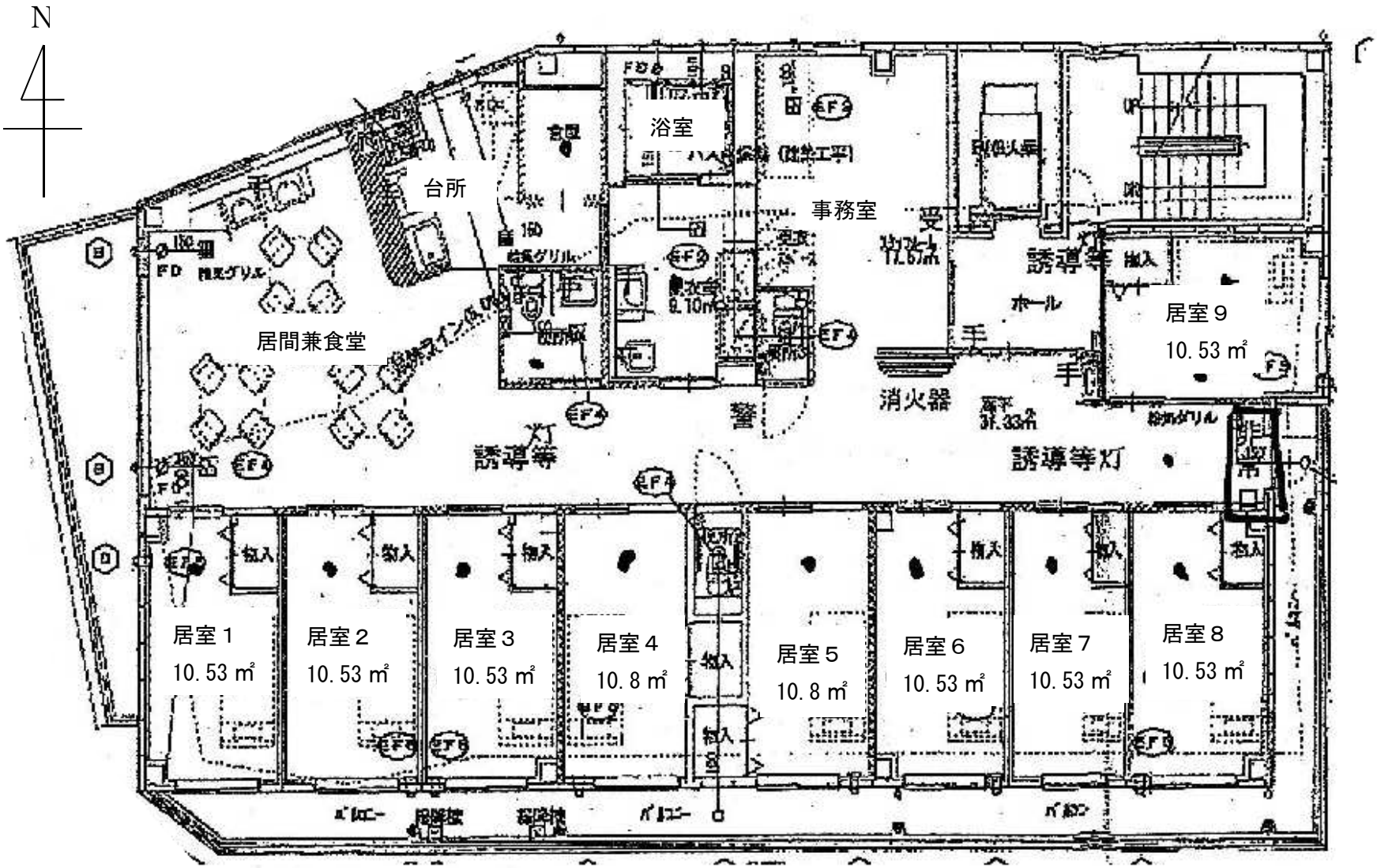

写真の添付について

前回までの運営協議会では、指定の資料として、現地確認の際に撮影した写真を添付していましたが、今回の指定については、現地確認を行っていないため、写真を添付していません。

今回の指定について、現地確認を行わなかった理由は以下の通りです。

1　新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、事業所においては、人の立ち入りを制限している状況にあること。

2　市としても、今年度の実地指導の実施を利用者のいるサービスについては見合わせる、運営推進会議への出席を書面での意見提出に代えるなど、事業所に立ち入る機会を極力減らす対応をとっていること。

3　今回指定の３件については、いずれも実質的には、既存の事業所の継続であり、実地指導等に行った実績があること。

＊実地指導実績　オリーブデイズ　平成 30 年度

ツクイ横須賀光風台グループホーム　令和元年度

ツクイ津久井浜グループホーム　令和元年度

なお、指定に際して、必須とはしていないものの、原則、現地確認を行うことに変更はありません。